

9. スポーツ・教育

1 東京 2020 大会レガシーを生かしたスポーツ振興事業の推進

1 「東京 2025 世界陸上競技選手権大会」及び「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025」開催への全面的支援【最重点】

(提案要求先 内閣官房・内閣府・宮内庁・警察庁・復興庁・総務省・法務省・出入国在留管理庁・外務省・財務省・文部科学省・スポーツ庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

「東京 2025 世界陸上競技選手権大会」(以下「世界陸上」という。) 及び「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025」(以下「デフリンピック」という。) の開催に向け、国を挙げて全面的に支援すること。

<現状・課題>

都では、世界陸上及びデフリンピックそれぞれの招致主体である公益財団法人日本陸上競技連盟及び一般財団法人全日本ろうあ連盟からの要請を受け、国やスポーツ界とともに、2025 年大会の東京での開催を目指す両団体の取組を応援してきた。

2022 年に両大会の東京開催が決まり、2025 年には再び、大規模な国際スポーツ大会が日本で開催されることとなった。両大会の成功には、関係者の密接な連携はもとより、政府の全面的な協力が不可欠である。

両大会は、都民・国民、とりわけ次代を担う子供たちに、スポーツの価値、感動や勇気を届ける大きな機会となる。また、年齢や国籍、性別、障がいの有無に関わらず誰もがスポーツを楽しむ機会を創出し、世界に向けて日本の魅力を力強く発信する絶好の機会ともなる。都は、こうした両大会開催の意義を踏まえ、両大会を通じて都が目指す姿を「ビジョン 2025 スポーツが広げる新しいフィールド」として取りまとめるとともに、「全ての人が輝くインクルーシブな街・東京」の実現に貢献するという目標に向けて、両大会を通じて取り組んでいく方向性や、主な内容などをまとめ、様々な取組を進めている。

国際スポーツ大会開催への支援は、スポーツ基本計画に定める通り、東京 2020 大会のレガシーの継承・発展に大きく資するものである。スポーツの一層の振興につなげるとともに、情報保障の充実も含め、真の共生社会実現を目指していくためにも、両大会に協力する旨の閣議了解も踏まえ、大会開催に向けて国が財政面を含めた全面的な支援を打ち出すべきである。

なお、大会に向けては、国の「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等

のガバナンス体制等の在り方に関する指針」や、都が策定した「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」を踏まえ、両大会が透明で公正な大会となり、都民・国民の信頼を得ることができるよう、取組を進めていくこととしている。

＜具体的要求内容＞

- (1) スポーツ振興くじ助成金や各種国庫補助負担金等の活用など、国による積極的な財政支援を行うこと。また、国所管施設における使用料の減免のほか、施設の弾力的運用を行うこと。
- (2) 選手及び大会関係者等の出入国の支援や、貨物の輸出入、動植物・食品検疫に係る手続をはじめ、空港に関する諸調整等、円滑な出入国に関して必要な措置を講ずること。
- (3) 大会開催時には選手・大会関係者のみならず、要人や観戦者として国内外から多くの人々が東京に訪れるため、セキュリティ確保に関して必要な支援を行うこと。
- (4) 海外要人の円滑な出入国や国内滞在における諸対応など、要人来賓にあたり生じる調整事項について協力を行うこと。
- (5) 環境に配慮した車両の導入や再生可能エネルギーの活用など、環境負荷低減に向けた日本の先進的な技術について、両大会への活用に関し支援を行うこと。
- (6) 日本及び東京の都市の魅力の発信や、東日本大震災からの日本の復興に係る情報発信等について、両大会を通じた連携を図ること。
- (7) 誰もがスポーツに親しむ社会の実現に向け、東京 2020 大会を契機に高まったスポーツ気運を、両大会を通じてさらに広げていくため、競技団体の組織体制強化や体制構築、選手の発掘・育成・強化など、国が率先的に取り組むこと。
- (8) 国所管施設をはじめ、情報保障の推進を図ること。

2 スポーツ施設の整備促進と国際大会の招致・開催

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) 地域スポーツ推進の拠点となる施設整備に向けて、必要な財源を適切に確保すること。
- (2) 地域スポーツセンター新改築・改造事業等について、新たに改修事業を補助対象とし、補助対象にかけられている制限を撤廃するとともに、国庫補助率を引き上げること。
- (3) 広域的機能を持つ都道府県が整備すべきスポーツ施設の規模や機能を踏まえ、交付金交付要綱等に定める対象となる経費及び配分基礎額の算定方法について、算定要件の拡大及び緩和を図ること。
- (4) 国際大会の招致・開催に向け、国の有する知見の提供を行うとともに、大会実施にあたっての人的・財政的支援など、国として積極的な取組を行うこと。

<現状・課題>

誰もがスポーツに親しめる社会を実現するために、スポーツ施設の果たす役割は大きい。国は、平成 23 年 8 月に施行したスポーツ基本法（平成 23 年法律第 7 8 号）において、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにする等のため、スポーツ施設の整備等必要な施策を講ずるよう努めなければならないとしている。令和 4 年 3 月に策定した「第 3 期スポーツ基本計画」において、ストックの適正化の下、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、誰もがスポーツを行いやすくするユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る、という政策目標を掲げ、地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」を実現する、としている。

一方、都は、平成 30 年 3 月、「東京都スポーツ推進総合計画」を策定し、都民が身近な場所でスポーツ活動が行えるよう、既存のスポーツ施設や東京 2020 大会の競技施設を適切に管理運営するとともに、区市町村のスポーツ施設整備を支援するとしている。また、令和 6 年 1 月に策定した「『未来の東京』戦略 version up 2024 3 か年のアクションプラン」においても、区市町村のスポーツの場を拡充する取組に対し支援するとしている。

こうした観点から、都は、区市町村と連携し、スポーツ振興の拠点となるス

スポーツ施設の整備促進を図っていく必要があるが、国のスポーツ施設整備に関する財源及び補助制度は不十分である。

また、整備されたスポーツ施設の特性を活かし、国際大会の招致・開催など、多様な活用を推進していくことは、スポーツ振興に加え経済活性化の効果等があり、国にとっても有益である。国際大会の開催に当たっては、競技団体が持続可能な形で国際大会を開催できるよう、国においても、ノウハウや人的・財政的支援を行うなど積極的な取組を推進することが不可欠である。

< 具体的要求内容 >

(1) 国の策定したスポーツ基本法の目標を達成すべく、地域スポーツ推進の拠点となる施設整備に向けて、必要な財源を適切に確保すること。

(2) スポーツ施設の整備とともに、既存スポーツ施設の有効活用を図るため、「学校施設環境改善交付金交付要綱」（令和 5 年 11 月 29 日付 5 ス庁第 1500 号）における地域スポーツセンター、地域水泳プール、地域屋外スポーツセンター及び地域武道センターの新改築・改造事業の四事業について、新たに改修事業を補助対象とし、地域武道センターの新改築事業にかけられている制限（財政力指数 1.00 を超える都道府県及び特別区は除外）を撤廃するとともに、これに社会体育施設の耐震化事業及び社会体育施設の質的整備事業を加えた六事業について、国庫補助率を引き上げること。

なお、スポーツ施設の改修・改造については、平成 22 年度から独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の「スポーツ振興くじ助成金」による助成対象事業として措置されたところであるが、安定的な財源の確保のためには、引き続き国の交付金対象事業とされることを要望する。

(3) スポーツ施設の整備については、地域の身近な生活圏を拠点とする施設と区市町村の行政区域を越えた広域的な地域を拠点とする施設を計画的に整備することで、都民はスポーツ施設をより効果的かつ効率的に利用することができる。

しかし、「学校施設環境改善交付金交付要綱」では、大規模なスポーツ大会開催や選手の競技力向上につながる規模・機能を有する施設整備に対する補助としては不十分である。

したがって、広域的な機能を有する都道府県が整備すべきスポーツ施設に対し、交付金要綱等に定める対象となる経費及び交付対象施設や交付対象面積などの配分基礎額の算定方法等の改善を図ること。

(4) 大規模な国際大会の開催にあたって、競技団体や開催自治体の負担を軽減し、大会準備・運営が滞りなく行われるよう、人的・財政的な支援を行うなど、積極的な取組を推進すること。

参 考

(1) 学校施設環境改善交付金交付要綱 (抄)

項	事業区分	対象となる経費	配分基礎額の算定方法	算定割合
21	地域スポーツセンター新改築、改造	地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツセンターの新築、改築又は改造に要する経費	ア 新築又は改築 文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ 改造 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1 / 3
22	地域水泳プールの新改築	一般の利用に供するための地域スイミングセンター及び浄水型水泳プールの新築又は改築に要する費用	文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	ア 地域スイミングセンター 1 / 3 イ 浄水型水泳プール 1 / 2 (算定割合の特例) 地震特措法第4条の規定の適用のある浄水型の地域スイミングセンターにあつては1 / 2
23	地域屋外スポーツセンターの新改築	一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターの新築又は改築に要する経費	文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	1 / 3
24	地域武道センターの新改築	一般の利用に供するための地域武道センターの新築又は改築に要する経費(ただし、財政力指数が1.00を超える都道府県若しくは指定都市又は特別区(地方交付税法第21条の規定により東京都と特別区をあわせて1団体とみなして算定した財政力指数が1.00を超える場合に限る。)の設置するものを除く。)	ア 地域武道センター(柔・剣道場) 文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ 地域武道センター(柔・弓道場) 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1 / 3

25	社会体育施設の耐震化	社会体育施設の耐震化に要する経費	ア 構造体の耐震化 補強を要する施設の面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。 イ 建築非構造部材の耐震対策等 文部科学大臣が必要と認める額とする。	1 / 3
26	社会体育施設の質的整備事業	社会体育施設における次に掲げる質的整備に要する経費（ただし、ウに掲げるものについては令和4年度補正予算（第2号）に係る事業に限る。） ア 脱炭素社会実現に向けた整備工事 イ 空調整備工事 ウ トイレ環境改善工事	文部科学大臣が必要と認める面積に1平方メートル当たりの建築の単価を乗じたものとする。	1 / 3 空調整備工事 （新設するものに限る。）にあつては1 / 2 （令和5年度補正予算（第1号）に係る事業に限る。）
33	太陽光発電等の整備に関する事業	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設、特別支援学校、共同調理場並びに社会体育施設における次に掲げる設備（エに掲げるものを単独で整備する場合には太陽光発電設置校に限り、オからキまでに掲げるものについては設計一次エネルギー消	文部科学大臣が必要と認める面積等に1平方メートル当たりの建築の単価等を乗じたものとする。	1 / 2

		費量を基準一次 エネルギー消費 量から 50%以上 削減できる建物 に整備するもの に限る。) の整備 に要する経費 ア 太陽光発電 イ 風力発電 ウ 太陽熱利用 エ 蓄電池 オ 地中熱利用 カ 雪氷熱利用 キ 小水力発電		
--	--	--	--	--

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金実施要領
(抄)

(最近改正 令和5年11月8日令和5年度要領第2号)

<助成金名称>

スポーツ振興くじ助成金

<助成対象団体>

都道府県又は市町村（特別区含む）等

<交付対象事業・主な要件>

下表のとおり

助成区分	助成事業の内容		助成割合	助成限度額	
大規模スポーツ施設整備助成	Ｊリーグホームスタジアム整備事業	新設事業	３／４	3,000,000 千円	
		改修・改造事業		900,000 千円	
	Ｊリーグ拠点施設整備事業	新設事業		1,500,000 千円	
	国民スポーツ大会冬季大会競技会場整備事業	改修・改造事業	３／４	525,000 千円	
地域スポーツ施設整備助成	クラブハウス整備事業(※)		新設事業	４／５	60,000 千円
			改造事業	３／４	11,250 千円
	グラウンド芝生化事業	芝生化新設事業		４／５	48,000 千円
		芝生化改設事業		３／４	30,000 千円
		天然芝維持活動事業		２／３	1,333 千円
	スポーツ施設等整備事業	スポーツ競技施設の整備等		２／３	20,000 千円
		学校開放事業によるスポーツ活動に供する諸室の新設等			
		スポーツ競技施設の大規模改修等			100,000 千円

※ 都道府県は対象外

【参考】

「新設」・・・ 新たに施設を造る工事

「増設」・・・ 既存施設を補完する施設を当該施設に隣接して新たに造る工事

「改設」・・・ 既存施設の全部を取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

「改修」・・・ 既存施設の一部について、従前と同一の状態（構造、規模、機能が概ね同じ状態であることを指す。）に造りなおす工事

「改造」・・・ 既存施設の一部について、従前と異なる状態に造りかえる工事（施設機能の拡充のための設備等の設置を含む。）

「令和6年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引」より

3 競技力向上事業の推進

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) 「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」の管理運営に当たっては、東京都の競技団体などが強化の対象としている選手についても、オリンピック・パラリンピック強化選手と同等に施設を利用できる仕組みを構築するよう、関係機関と調整を図ること。
- (2) パラリンピックやデフリンピック等の国際大会で活躍を目指すアスリートの競技力向上のため、「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」について、アスリートの利用の利便性向上を図ること。

<現状・課題>

- (1) 他の先進国では、国を挙げてアスリートの総合的な支援・育成に取り組むことで、国際大会で好成績を残すなど成果を上げている。こうした中で、都は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も、東京からより多くの日本代表選手を輩出できるよう競技力向上策を進めているが、世界で活躍できる選手の育成においてはより高度なトレーニング環境や最先端のスポーツ医・科学に関する知見の提供が重要である。そのため、東京都の競技団体などが「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」を利用することができるよう国の支援が必要である。
- (2) 都は、「東京都スポーツ推進総合計画」に基づき、パラスポーツ振興について、一般スポーツと一体的に取り組んでいるところである。具体的には、パラスポーツの裾野の拡大を図るとともに、パラリンピック等の国際大会で活躍する東京の選手を一人でも多く輩出できるよう、アスリートの発掘や都競技団体の競技力強化のための取組支援等を進めているが、2025 年のデフリンピック東京大会の開催を踏まえ、さらなる取組の加速が必要である。

国においても、平成 27 年 10 月にスポーツ庁が発足したことで東京 2020 大会に向けて選手強化に取り組む体制が整備され、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築が進められている。例えば、パラリンピック強化選手等の「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」のオリンピック強化選手等との共同利用が進むなど、パラアスリートを取り巻く環境は少しずつ改善されてきている一方で、地域にはパラスポーツ特有の用具を備えた施設が少ないことや、施設のバリアフリー化が十分でないなど、依然としてパラアスリートが日常的に練習できる場所が不

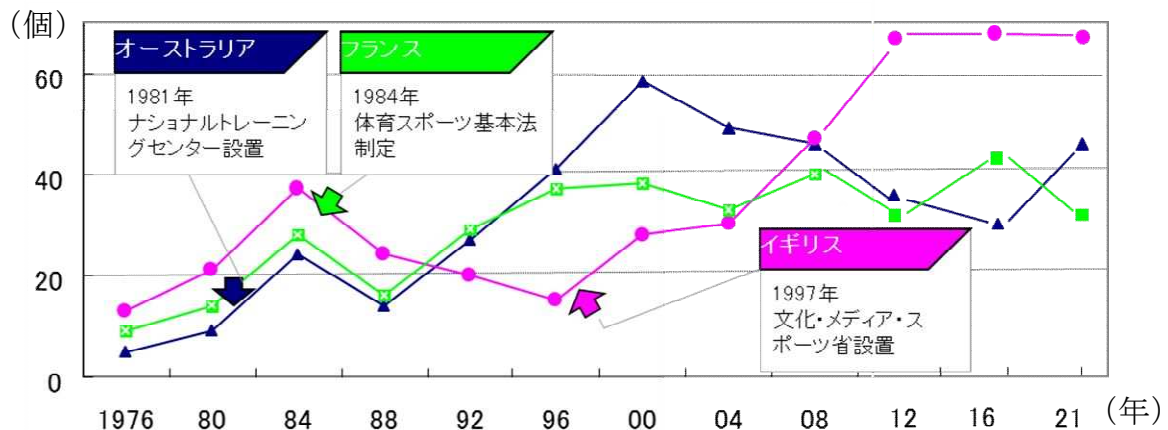
足している。2025年のデフリンピック東京大会の開催を踏まえ、国においてもパラアスリートが専門的なトレーニングを継続的に行えるよう、積極的な取組を進めていくことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 東京から日本代表選手を輩出する取組を強力に進めていくためには、選手の練習環境を整備することが不可欠である。このため、トップレベル競技者専用のトレーニング施設である「ナショナルトレーニングセンター」や、科学、医学情報面で競技者育成をサポートする機能を持つ「国立スポーツ科学センター」の管理運営に当たっては、東京都の競技団体などが強化の対象としている将来有望な選手についても、オリンピック・パラリンピック強化選手と同等に施設を利用できる仕組みを構築するよう、JOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）その他の関係機関との調整を図ること。
- (2) パラリンピックやデフリンピック等の国際大会で活躍を目指すアスリートの競技力向上のため、「ナショナルトレーニングセンター」や「国立スポーツ科学センター」について、オリンピック競技と同様に定期的に利用できるようにするなど利便性の向上を図るとともに、身近な地域で競技力向上に資する専門的なトレーニングが実践できるよう、支援の検討に取り組むこと。

参 考

(1) 各国の夏季オリンピックメダル獲得数とスポーツ施策



(2) ナショナルトレーニングセンター (National Training Center)

利用対象 : JOCの強化指定選手、JPCの強化指定選手及び各中央競技団体の推薦を受けた強化選手

メリット : 各競技の専用トレーニング拠点を持つことで国際競技力の向上をより一層図りやすくなるとともに、複数競技のトレーニング場を1箇所に集約することで競技団体間の連携を積極的に推進できる。

(3) 国立スポーツ科学センター (Japan Institute of Sports Sciences)

利用対象 : JOC、JOCに加盟する競技団体、JPC、JPC強化指定選手、その他センターが認めた者

メリット : スポーツに関する科学、医学、情報面の総合的な研究支援の拠点を持つことで、科学的な分析に基づく効果的なトレーニング方法の開発やスポーツ障害などに対する医学的なサポート、スポーツに関する各種情報の収集・分析・蓄積・提供などを一体として実施できる。

4 パラスポーツの推進

(提案要求先 スポーツ庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) パラスポーツの理解促進・普及啓発について、積極的に取り組むこと。
- (2) パラスポーツ競技団体の活動支援にあたり、各団体の体制や基盤強化に資する取組を行うこと。
- (3) パラリンピック等のメダリストへの報奨金の増額を行うこと。
- (4) 総合的で大規模なパラスポーツの国際大会の開催にあたって、国の有する知見の提供を行うとともに、大会実施にあたっての人的・財政的支援など、諸課題に対する積極的な取組を行うこと。

<現状・課題>

- (1) 東京 2020 パラリンピック競技大会の開催により、スポーツの持つ無限の可能性に触れ、国民の共生社会への関心が高まった。

大会を契機に進んだ共生社会への歩みを加速させるため、パラスポーツに対する国民の理解が一層深まるよう積極的な取組が望まれる。

このため、国においては、パラリンピック競技をはじめとする様々なパラスポーツが着実に社会に根付いていくよう、国民のパラスポーツに対する興味・関心を高めるための継続的な情報発信や普及啓発が必要である。

- (2) パラスポーツの振興を競技面から支える存在である競技団体は、競技の普及から選手育成、大会運営など多岐にわたる役割を担い、多くの方にスポーツの機会を提供している。東京 2020 パラリンピック競技大会に向けては、平成 25 年からパラリンピックサポートセンター（現日本財団パラスポーツサポートセンター）が開設され、オフィスの提供などが行われたことで、競技団体を取り巻く環境は改善されてきたものの、パラリンピック競技以外の多くの競技団体は、依然として、人員、財政ともに厳しい状況にあり、国際大会出場を目指す選手発掘のための機会創出や、競技人口を増やすための広報活動などまで手が回らず、次世代の選手の育成・強化についても十分に行うことができていない。

こうした状況を踏まえ、各競技団体が本来の役割である競技力向上に注力できるためにも競技団体への支援については、国が積極的に取り組んでいく必要がある。

- (3) パラリンピックメダリストへの報奨金については、2008年北京パラリンピックから始まり、2018年平昌大会から金額が引き上げられた。しかし銀メダル、銅メダルについてはオリンピックメダリストと同額となったものの金メダルについては、オリンピックメダリストへの報奨金とはまだ差がある状況である。

国は、東京2020パラリンピック競技大会後も、日本代表選手の士気を高め、競技をしていく上での励みとなるよう、パラリンピック全メダリストへの報奨金の増額に向けて取り組むとともに、2025年のデフリンピック東京大会の開催を踏まえ、聴覚障害者や知的障害者なども対象にした競技性の高い国際大会でのメダリストについても、同等の措置の検討が求められる。

- (4) 東京2020大会にて、多くの都民・国民がパラスポーツの迫力・魅力を体感し、魅了された。都は、大会後、パラリンピック競技以外のパラスポーツも社会に根付かせるために様々な取組を重層的に展開することとしており、その一つとして今後も国際的なパラスポーツ大会が継続的に開催されていくことは重要である。

特に、数の競技を同時に開催する総合的で大規模な国際大会の実施にあたっては、競技団体等の主催者の運営力等を踏まえ、国においても、ノウハウや人的・財政的支援を行うなど積極的な取組を推進することが不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 東京2020パラリンピック競技大会のレガシーとして、パラスポーツが社会に定着するよう、パラリンピック競技に留まらず、聴覚障害者や知的障害者などによる様々なパラスポーツについても、その魅力を広く国民に発信し、効果的な普及啓発に取り組むこと。
- (2) パラリンピック競技大会をはじめ、国際大会における日本代表選手の競技力向上のため、パラスポーツ団体の活動拠点や財政面を含めた基盤強化を強力に推進すること。
- (3) 日本代表選手の士気を高め、競技をしていく上での励みとなるよう、パラリンピック等のメダリストへの報奨金の増額に向けて、積極的に取り組むこと。
- (4) 大規模な国際大会の開催にあたって、大会準備・運営が滞りなく行われるよう、国施設の無償提供、競技団体の体制構築、選手の発掘・育成・強化、人的・財政的な支援を行うなど、積極的な取組を推進すること。

2 若者の社会的自立を支援する施策の拡充

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省)
(都所管局 生活文化スポーツ局・福祉局・保健医療局・産業労働局・教育庁)

社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する相談や支援の体制が、区市町村においても整備されるよう、財政上の措置その他の措置を講じること。

<現状・課題>

子ども・若者育成支援推進法を踏まえ、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の自立を促進するためには、教育、福祉、保健、医療、矯正・更生保護、雇用等の関係機関・団体が連携するとともに、行政、家庭、学校、地域が一体となって、年齢階層で切れ目のない支援を行える体制を整備する必要がある。こうした支援は、住民との接点を多く持つ区市町村が中心となって進めていくことが効果的だが、区市町村には支援を実施するためのノウハウやマンパワーが不足していることから、NPO法人等の活用などにより、区市町村の体制を整備するための財政措置が必要である。

また、若者が社会とのつながりを失うことを防ぐためには、高校中退の未然防止や高校中退者への就労支援等が重要であることから、関係省庁による連携体制の構築が不可欠である。

<具体的要求内容>

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第5条に規定された財政上の措置その他の措置を講じること。具体的には、区市町村が実施主体となって、NPO法人の協働等により、子ども・若者総合相談センターの機能を有する機関として事業を実施する場合、補助金の交付を行うこと。

また、厚生労働省の「地域若者サポートステーション事業」は、高校中退者等、若者への就労に向けた支援により社会的自立につながることから、学校への当該事業の周知や、学校、サポートステーション、ハローワーク間で必要な情報の共有を推進する等、効果的な対策を実施できるよう、文部科学省等の関係機関との連携を強化すること。

3 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) 質の高い幼児教育のための財源を十分確保すること。
- (2) 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付等については、幼児教育の質の確保・向上が図られることを第一義に捉え、国の責任を果たすとともに、十分な財政措置を行うこと。
- (3) 円滑な制度運用に向けた取組を行うこと。
- (4) 幼児教育の無償化について、大都市の保育料負担に配慮した上限額とするとともに、円滑な運営ができるよう、制度の改善や十分な財政措置を行うこと。
- (5) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の対象施設要件を幼稚園設置基準も勘案したものとする。

<現状・課題>

子ども・子育て支援新制度は、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充や質の向上を進めるものであり、国の責任において、十分な財源確保を行うとともに、新制度に移行していない園も一定数あることを踏まえ、幼児教育の質の確保のためには、施設型給付を受けない幼稚園を含む全ての幼児教育を行う事業者に対して、十分な財政支援を行う必要がある。

施設型給付については、子ども・子育て支援法上、国が2分の1を負担する原則となっているが、教育標準時間認定子どもに係る施設型給付については、同法附則第9条において、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する仕組みとされている。

また、認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園における教育標準時間認定子どもの預かり保育について、区市町村において一時預かり事業（幼稚園型）を委託しない場合や、本事業と私学助成による預かり保育補助との間に大きな差異がある場合など、本事業への円滑な移行が困難な場合には、引き続き都道府県による財政支援が前提となっている。

さらに、新制度については、制度が複雑であることに加え、請求・給付事務を

はじめ制度に係る事務が膨大かつ煩雑となっており、区市町村・事業者にとって大きな負担となっている。

一方、国が令和元年10月から実施している幼児教育の無償化では、上限額が年額30万8,400円となっており、都内私立幼稚園の平均保育料を下回っている。

また、保護者、幼稚園等施設及び自治体にとって極めて複雑な制度となっていることに加え、制度の運用に係る事務費の国庫負担は令和2年度までとなっている。

令和3年度から現行の幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない施設に通う保護者の負担軽減補助として「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」を新たに実施しているが、対象施設となる基準は認可外保育施設に近く、幼稚園類似の幼児施設が対象外となるケースもある。

<具体的要求内容>

- (1) 幼児教育を行う全ての事業者に対して、質の高い幼児教育を行うために必要な、恒久的、安定的な財源を十分確保すること。
- (2) 施設型給付等の財政措置については、質の高い幼児教育を確保する観点から、特に、以下の点に取り組むこと。
 - ① 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付についても、国が責任を持って必要な経費の2分の1を負担するという本則に基づき算定されるよう、早期に見直すこと。
 - ② 各園及び区市町村において、一時預かり事業（幼稚園型）への円滑な移行が図られるよう、補助単価の引上げなど預かり保育の実態に則した十分な財政措置を行うこと。
- (3) 新制度の円滑な実施に向けて、以下の点に取り組むこと。
 - ① 制度の運用状況や課題を十分に把握するとともに、必要な情報を適時・適切に提供すること。
 - ② 事務手続の簡素化や事務手引の作成等、区市町村や事業者の負担軽減を図ること。
- (4) 幼児教育の無償化について、以下の点に取り組むこと。
 - ① 大都市の保育料負担に配慮した上限額への引上げなど、制度を拡充すること。
 - ② 自治体等の声を十分に聴き、円滑な運営ができるよう制度の改善を図ること。
 - ③ 事務費については国庫負担とすること。
 - ④ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援の要件について幼稚園設置基準も勘案したものとする。

4 私立学校助成の拡充

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

私立高等学校等経常費助成費補助金を一層充実すること。

<現状・課題>

都は私立学校が公教育に果たしている役割の重要性を考慮し、私学振興を都政の最重要課題として位置付け、学校運営に関する助成と保護者負担軽減に関する助成を行っている。

都の経常費補助は、私立学校振興助成法及び東京都私立学校教育助成条例に基づき、教育条件の維持・向上、修学上の保護者負担の軽減、経営の健全性向上を目的として、都内に高等学校等を設置する学校法人に対して行っている。都道府県が行う経常費補助に対しては、私立学校振興助成法に基づき、国がその一部を補助する仕組みとなっている。

しかし、国庫補助の生徒一人当たり予算単価は、地方交付税の同単価の約5分の1にとどまり、不交付団体である都にとっては経常費補助に対する国庫補助は、15パーセント程度と低い水準にある。

<具体的要求内容>

私立学校振興助成法の趣旨にのっとり、私立高等学校等経常費助成費補助金を一層充実すること。

参 考

【都の経常費補助金の実績及び予算額】(R 6. 4. 1 現在)

学 種	令和5年度交付額	令和6年度予算額
高等学校	68,660,293 千円	69,232,159 千円
中 学 校	27,837,339 千円	30,094,398 千円
小 学 校	6,987,232 千円	8,002,559 千円
幼 稚 園	16,607,040 千円	16,589,193 千円
計	120,091,904 千円	123,918,309 千円

注) 千円の単位で四捨五入しているため、数字が一致しない場合がある。

【国庫補助及び地方交付税の生徒一人当たり予算単価（令和 6 年度）】

学 種	国庫補助 A	地方交付税 B	割合 A/B
高等学校	58,448 円	299,700 円	19.5%
中 学 校	51,157 円	298,900 円	17.1%
小 学 校	49,546 円	298,900 円	16.6%
幼 稚 園	25,144 円	174,200 円	14.4%

【都の経常費補助金の実績、都への交付額及び都の経常費補助に占める国庫補助割合の推移】

年度	都経常費補助金交付額		都への国庫補助金交付額		都の経常費補助に占める国庫補助の割合
	金 額	対前年度増(△)減	金 額	対前年度増(△)減	
元年度	117,125,043 千円	1.1%	17,683,573 千円	2.4%	15.1%
2 年度	118,230,514 千円	0.9%	17,956,838 千円	1.5%	15.2%
3 年度	118,846,005 千円	0.5%	17,629,027 千円	△1.8%	14.8%
4 年度	119,483,265 千円	0.5%	17,832,741 千円	1.2%	14.9%
5 年度	120,091,904 千円	0.5%	17,925,998 千円	0.5%	14.9%

5 高等学校等における授業料の無償化等【最重点】

1 高等学校等就学支援金制度の見直しによる授業料無償化の実現

(提案要求先 文部科学省・こども家庭庁)

(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

保護者等の所得により学校選択が左右されないよう制度の見直しを行い、高等学校等の授業料の無償化を実現すること。

<現状・課題>

教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、家計の経済状況にかかわらず、子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実現すべきであるが、高等学校等就学支援金制度については、平成 26 年 4 月の制度導入以来、所得制限が設けられているため、支給の対象外となっている生徒がいる。

また、所得以外の要件では、就学支援金の支給期間は全日制課程で 36 月、定時制課程及び通信制課程で 48 月までとされている。学力と家計所得との関連は文部科学省による全国学力学習状況調査結果においても言及されているところであり、また、学力の低さは留年等の結果につながりやすい。このため、特に支援を必要としている低所得世帯における負担を確実に軽減するためには、留年等において上記の支給期間を超えた生徒についても、就学支援金の支給対象とすべきである。

なお、都においては、自分のペースに合わせてじっくり学びたい生徒、高校を中途退学した生徒など、全日制高校では自身の能力や適性を十分に生かしきれない生徒のための高校（チャレンジスクール等）を設置している。このような学校をはじめ、特に定時制課程及び通信制課程の学校では 4 年を超えて在籍する生徒が一定規模存在する。

また、定時制課程及び通信制課程（単位制による課程）において就学支援金の対象となるのは、卒業に必要な 74 単位まで、また、年間に 30 単位までとしており、その単位数を超えるものについては、支援金の対象とはならず、超過する単位に相当する授業料の納入が発生する。全日制課程や定時制の単位制によらない課程では授業料が定額のため 74 単位を超えて、また年間 30 単位を超えて履修しても、授業料は発生することはないが、単位制課程が自発的に履修する場合等には、超過する単位に相当する授業料を徴収することになり、不公平感がある。

<具体的要求内容>

(1) 保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、所得制限を撤廃し、高等学校等の授業料の無償化を実現すること。

(2) 高等学校等の授業料の無償化を実現する際、以下の事情に該当する授業料について、就学支援金の対象とすること。

ア 留年等の理由により、全日制課程で 36 月を、定時制課程及び通信制課程で 48 月を超えて在籍する者の授業料

イ 定時制課程及び通信制課程の単位制により授業料を規定している場合におい

て、履修単位数が 74 単位を、年間の履修単位数が 30 単位をそれぞれ超えた分の授業料

ウ 月途中で転学した場合の、転入した学校の 1 月分の授業料

(3) 就学支援金の実施に係る事務経費についても、都道府県の負担が発生することがないように全額国が負担すること。

2 私立高等学校等の授業料の無償化等

(提案要求先 文部科学省・こども家庭庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局・総務局・子供政策連携室)

(1) 私立高等学校等の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすることに加え、実施に係る事務経費も全額国が負担すること。

(2) 国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、地方自治体の子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。

また、保護者等の利便性向上、私立学校等や地方自治体の事務の効率化等の観点から、就学支援金制度をより柔軟な制度に改善すること。

(3) 現状の支援の中においては、高等学校等就学支援金制度に係る費用について、国の責任で全額を措置するとともに、高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」の機能を改修・改善すること。

<現状・課題>

教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、家計の経済状況にかかわらず、子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実現していかなければならない。全国共通の課題に対し、国家的な視点で制度設計を行い、推し進めていくことが求められる。

都は、子育て世帯の教育費負担軽減の取組を先行的に実施するため、私立高校及び東京都立産業技術高等専門学校の授業料について、令和6年度から、国の就学支援金と合わせて、独自の特別奨学金等により、保護者の所得にかかわらず都内私立高校平均授業料額まで支援することとした。(令和6年度予算額：国の就学支援金 約235億円、都の特別奨学金 約600億円)

現在は、国の制度と都の制度が併存することにより、保護者等や私立学校等は二つの制度に申請・審査が必要であり、都としても二つの制度を運用する必要があるなど、複雑な仕組みや事務負担が課題となっている。

就学支援金については、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」において、都道府県が就学支援金を受給権者に支給することとなっており、その就学支援金の支給に要する費用については、国が都道府県に全額相当を交付するとしている。

しかし、就学支援金の事務執行に要する費用については、予算の範囲内で交付するとしているにすぎず、毎年度、多額の超過負担が発生している。

また、都は、令和5年度から、国が開発した高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」を活用してオンライン申請を開始しているが、「e-Shien」では、繁忙期における不安定な稼働や昼間時メンテナンスによる利用機会の制限、不備申請につながる入力画面、入出力データの制約など機能が不十分であり、利用者の申請・審査や都道府県事務の効率化の障害となっている。

<具体的要求内容>

(1) 保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、私立高等学校等の授業料の無償化を実現すること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすることに加え、実施に係る事務経費も全額国が負担すること。

(2) 国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、子供を産み育てやすい社会の実現に向けた歩みを止めないため、地方自治体が生育世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。

また、国の制度と地方自治体の制度が併存することを踏まえ、保護者等の利便性向上、私立学校等や地方自治体の事務の効率化等の観点から、就学支援金制度をより柔軟な制度に改善すること。

(3) 現状の支援の中においては、国は、就学支援金の支給制度を国策として実施することから、その事務の執行に要する費用についても、都道府県及び学校に対し全額を措置するとともに、都道府県からの意見を踏まえ、利用者にとって分かりやすく、事務の効率化に資するよう高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」の機能を改修・改善すること。

参 考

○ 都の現状

<私立高等学校等特別奨学金>

単位：百万円

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
補助総額	5,506	12,488	13,666	13,924	11,322	12,307	13,005	13,444

<就学支援金>

単位：千円

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
国からの高等学校等就学支援金事務費交付金	180,573	180,638	162,458	128,062	150,123	145,618	162,224	142,020
都の高等学校就学支援金事務に係る経費	458,640	444,786	470,317	559,043	525,594	520,090	566,535	697,863

6 高等教育に係る経済負担の軽減【最重点】

(提案要求先 文部科学省・こども家庭庁)
(都所管局 子供政策連携室・総務局・生活文化スポーツ局)

高等教育費の家計負担の在り方を抜本的に見直すこと。

<現状・課題>

日本の少子化は想定を大きく上回るペースで進行している。令和5年の出生数(概数)は、8年連続の減少で72.7万人となり、統計史上最少を更新した。急激な人口減少は、社会の存立基盤を揺るがす重大な危機である。少子化の要因は多岐にわたっているが、国立社会保障・人口問題研究所が令和3年6月に実施した「第16回 出生動向基本調査」では、夫婦が理想の子供数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という回答が最多となっており、教育費の負担の大きさは主要因の一つとして挙げられている。

中でも高等教育費の家計負担については、昨年、経済協力機構(OECD)が公表した「図表でみる教育(Education at a Glance) OECDインディケータ」によると、日本の家計負担の割合は51%であり、OECD加盟国の平均である22%の2倍超となっており、諸外国と比較しても非常に高い水準にある。

一方、日本学生支援機構が実施した「令和4年度学生生活調査」によると、半数程度の学生が何らかの奨学金を受給しているが、貸与型が主流であり、返済期間が子育て期間と重なることで、子育て世代の負担となっていることも指摘されている。

国においては、令和2年4月から高等教育の修学支援新制度が実施され、一定の要件を満たす学生を対象に、授業料・入学金の免除又は減額と、返還を要しない給付型奨学金が拡充された。また、昨年12月に発表された「こども未来戦略」では、高等教育費の負担軽減のため、貸与型奨学金の負担軽減(多子世帯に特に配慮)を行い、授業料等減免及び給付型奨学金を拡大(理工農系学生、多子世帯等)し、さらに令和7年度から多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置を講ずるとした。また、授業料後払い制度については、令和6年度から修士段階の学生を対象に導入し、令和7年度には学部段階への本格導入に向けた更なる検討を進めるとしている。

都は、学生の学修機会の確保を目的として、国を上回る水準で授業料の減免等支援を行うとともに、都内の子育て世帯の教育費の負担軽減の観点から、東京都立大学、東京都立産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校において、所得制限を撤廃し、住所等の要件を満たす世帯を対象に令和6年度から授業料の実質無償化を実施している。

高等教育費における家計負担の在り方については、国家的な視点で制度設計を行い、将来を見据えて継続的に見直しを行うべき課題であり、保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、国の責任と財源において支援を更に拡充していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

- （１）高等教育の修学支援新制度を拡充し、支援対象の拡大や給付額の引上げ等、更なる負担軽減により、授業料の無償化を実現すること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。また、地方自治体の財政負担を軽減するような制度設計とすること。
- （２）貸与型奨学金について、制度の対象を拡大するとともに、返済中の若者・子育て世代についても減額返還制度を利用可能な年収対象を大幅に拡大する等、実情を踏まえた支援策を講じること。

7 学校給食費の無償化【最重点】

(提議要求先 文部科学省・こども家庭庁)
(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

- (1) 学校給食費の無償化を実現すること。
- (2) 国の方策が講じられるまでの間、地方自治体の取組に財政支援を講じること。

<現状・課題>

学校給食は、学校の設置者が実施主体となり（学校給食法（昭和 29 年 6 月 3 日法律第 160 号）第 4 条、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年 6 月 20 日法律第 157 号）第 3 条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年 5 月 20 日法律第 118 号）第 3 条）、学校給食摂取基準等を踏まえた栄養のバランスの取れた食事を提供することとされている。学校給食の実施に必要な、施設設備費及び人件費等の管理的経費は学校設置者の負担とされ、食材費等の学校給食費は、保護者の負担とされている（学校給食法第 11 条及び同法施行令第 2 条、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第 5 条及び同法律施行令第 1 条、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第 5 条及び同法律施行令）。

国は、令和 5 年 12 月に策定した「こども未来戦略」において、学校給食費無償化の実現に向けて、全国ベースの実態調査を行いその結果を公表した上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとしている。また、国は、食料費高騰の影響を受ける保護者の負担軽減を図るため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金といった支援策を講じ、この活用を各自治体に促している。

都内区市町村は、各自治体の判断により、上記交付金や自己財源により、給食費の保護者負担軽減や無償化を実施している。また、区市町村からは、学校給食法を改正するとともに、財政措置を講じ、国の負担において学校給食の無償化を進めるよう国に働き掛けることなどの要望が寄せられている。

こうしたことを背景に、都においては、子育て世帯の保護者負担軽減を図るため、都立学校の保護者等が負担する学校給食費を都が負担するとともに、都内の区市町村が学校給食費の保護者負担軽減に取り組む場合、その費用の 2 分の 1 を支援する事業を、令和 6 年度から開始することとした。

教育は子供の健全な育ちを支える基盤であり、家庭の経済状況にかかわらず、子供たちが安心して学び・育つ環境を早期に実現していかなければならない。全国共通の課題に対し、国家的な視点で制度設計を行い、推し進めていくことが求められる。将来に希望を持てる持続可能な社会の実現に向け、従来の延長線ではない大胆な政策を早期に具体化されるよう求める。

＜具体的要求内容＞

- （１）子供たちの健全な成長を支える学校給食費の無償化を国の責任と財源において実現すること。
- （２）国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、子供を産み育てやすい社会の実現に向けた歩みを止めないため、地方自治体の子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。

8 公立学校の教職員定数の充実

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 小学校における学級編制の標準の引下げに当たっては、習熟度別指導等の加配定数の振替によることなく、必要な教職員定数を確保すること。
- (2) 小学校における教科担任制を推進するため、専科指導のための加配定数を一層拡充するとともに、令和7年度以降も含めた更なる加配の拡大計画を速やかに示すこと。加配定数の拡充に当たっては、習熟度別指導等の加配定数を振り替えることなく、必要な教職員定数を確保すること。
- (3) 様々な教育課題に対応するため、基礎定数の改善や加配定数の拡充により、教職員定数の一層の充実を図ること。加配定数については、地域の実情に応じた配置が可能となるよう、各加配事項の枠内で柔軟に運用できるようにすること。
- (4) 後年度分を含め、具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画を早期に国として決定すること。

<現状・課題>

- (1) 小学校 35 人学級の実施に伴う加配定数の振替について

国は、令和3年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年5月1日法律第116号。以下「義務標準法」という。）を改正し、小学校における学級編制の標準について、第2学年から5年かけて段階的に35人に引き下げることとした。実施に当たっては、習熟度別指導等の加配定数のうち35人学級の実施に活用されている分を基礎定数に順次振り替えていくこととしているが、都のようにそうした活用をしていない自治体についても、全国一律の対応として、加配定数の配分を削減するとしている。

都においては、習熟度別指導等の加配定数を活用し、小学校の算数や中学校の英語・数学で少人数・習熟度別指導を推進している。全国的にも、少人数指導やティーム・ティーチングなど、地域の実情に応じた多様な実践が行われており、習熟度別指導等の加配定数は、こうした自治体の創意工夫を凝らした取組に不可欠なものである。

このため、小学校における学級編制の標準の引下げに当たっては、その財源として加配定数を削減することなく、必要な教職員定数を別途確保することが必要である。

(2) 小学校における教科担任制の推進について

学習が高度化する小学校高学年において、専門性の高い教科指導を実現し、中学校教育への円滑な接続を図るためには、特定の教科を専門的に指導する体制を構築することが効果的である。

教科担任制の導入校では、授業の質の向上に加え、児童の多面的な理解や教員の持ち授業時数の軽減及び計画的な年休の取得など働き方改革の観点で極めて高い効果が現れており、今後更に推進を図るために、加配定数の一層の拡充が急務である。

国は、小学校における教科担任制の推進のため、専科指導のための加配拡大の計画を1年前倒ししたが、加配定数の改善総数は計3,800人とどまる。これは、全国の公立小学校約1万9,000校の2割程度の規模であり、優先的に専科指導の対象とすべき教科が4教科であることも踏まえると、不十分である。

また、今後、各自治体が財源の見通しを持ち、計画的かつ早期に小学校の教科担任制を推進していくためには、国が、令和7年度以降も含めた更なる加配拡大の計画を速やかに定め、示す必要がある。

また、国は教科担任制のための加配定数を措置するため、習熟度別指導等の加配定数について、令和2年度及び令和3年度の2年間で計4,000人を振り替え、更に令和4年度は230人、令和5年度は200人、令和6年度は550人を振り替えている。加配定数は、専科指導のみならず、地域の実情に応じて少人数指導や習熟度別指導、ティーム・ティーチング等の多様な取組に活用され成果を挙げている現状を十分に踏まえ、今後の教科担任制のための加配定数の拡充に当たっては、習熟度別指導等の加配定数を振り替えることなく、必要な教職員定数を確保することが必要である。

(3) 教職員定数の充実及び加配定数の柔軟な運用について

現在、学校現場では、いじめや暴力行為等の問題行動、不登校、特別な支援が必要な児童・生徒や、外国につながる子供等の特別な配慮を必要とする児童・生徒の増加など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。

学校における働き方改革を実現しつつ、児童・生徒一人一人に応じたきめ細かな指導や支援を行い、教育活動の質の向上を図るためには、義務標準法制定時の教員一人当たりの持ち授業時数を踏まえ定められている「乗ずる数」の見直しや、指導方法工夫改善や児童生徒支援等の加配定数の拡充により、教職員定数を一層充実することが必要である。

また、加配定数は法令上、その目的に応じて数種の事項に分類されるが、国への申請に当たっては、より細かく区分された項目ごとに申請する必要がある。特定の項目に措置された加配定数は、同一の事項であっても他の項目に原則振り替えることができず、自治体の方針や個々の学校の実態に応じて効果的に活用することが困難となっている。

自治体や学校で行われている工夫や取組は様々であり、地域の実情に応じた教員配置により教育の質を更に向上させるためには、各加配事項の枠内で加配

定数の振替を認め、柔軟に運用できるような仕組みにすることが必要である。

(4) 定数改善計画について

今後の教職員定数の改善については、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間で通級指導等の加配定数を基礎定数化することや、小学校における学級編制の標準を令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で段階的に引き下げることが個別に示されている。

一方で、包括的な教職員定数改善計画は策定されておらず、今後の各都道府県の教職員採用計画や予算編成、各区市町村における学校施設の整備計画等に影響が生じないよう、早期に具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画が示されることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 小学校における学級編制の標準の引下げに当たっては、習熟度別指導等の加配定数の振替によることなく、必要な教職員定数を確保すること。
- (2) 小学校における教科担任制を推進するため、専科指導のための加配定数を一層拡充するとともに、令和 7 年度以降も含めた更なる加配の拡大計画を速やかに示すこと。加配定数の拡充に当たっては、習熟度別指導等の加配定数を振り替えることなく、必要な教職員定数を確保すること。
- (3) 様々な教育課題に対応するため、基礎定数の改善や加配定数の拡充により、教職員定数の一層の充実を図ること。加配定数については、地域の実情に応じた配置が可能となるよう、各加配事項の枠内で柔軟に運用できるようにすること。
- (4) 後年度分を含め、具体的かつ実効性のある教職員定数改善計画を早期に国として決定すること。

9 特別支援学校の養護教諭等の定数改善

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

特別支援学校の養護教諭等について、児童・生徒数等に応じ、より多くの配置を可能とする定数改善を速やかに行うこと。

<現状・課題>

近年の社会環境や生活環境の変化、いじめや不登校の増加などにより、児童・生徒の心身両面にわたる支援の必要性が高まっている。

特別支援学校の養護教諭には、障害の種類や程度に応じたきめ細かな支援が求められ、児童・生徒の健康面・安全面に関する指導、応急処置の対応、個人及び集団への保健指導、健康診断の実施など、保健や健康に関する重要な役割を担っていることから、児童・生徒数など学校の実態に応じた配置が極めて重要である。

一方、国の配置基準では、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年 5 月 1 日法律第 116 号）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年 11 月 6 日法律第 188 号）に基づき、原則 1 校 1 人の配置としつつ、児童・生徒数が 61 人以上の場合は 2 人を配置することとなっている。

平成 19 年の学校教育法の改正により複数の障害種別に対応した特別支援学校の設置が可能となり、また、児童・生徒数が 500 人を超すような大規模な学校も存在する中、児童・生徒数が 61 人以上どんなに多くなっても養護教諭は 2 人しか配置されない現行の配置基準は、学校の実態にそぐわないものとなっている。児童・生徒数等に応じて段階的に定数が算定されるよう、速やかに改善するべきである。

また、副校長や事務職員、学校栄養職員についても、国の配置基準では原則学校単位で算定することとなっており、併置校や大規模な特別支援学校等における学校運営の充実のためには、児童・生徒数等に応じた配置基準により教職員定数の充実を図ることが必要である。

さらに、寄宿舎指導員について、現行の配置基準では重度重複障害のある児童・生徒等への対応が考慮されておらず、実態を踏まえた定数改善を行うことが必要である。

<具体的要求内容>

特別支援学校の養護教諭について、その職務の重要性に鑑み、児童・生徒数等に応じ、3 人以上の配置を可能とする定数改善を速やかに行うこと。

また、副校長、事務職員及び学校栄養職員についても、児童・生徒数等に応じた配置基準をするとともに、寄宿舎指導員について、重度重複障害のある児童・生徒に応じた配置基準を設けるなど、定数改善を行うこと。

10 いじめ問題等に対する取組の充実

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

各公立学校等において、児童・生徒のいじめ問題等の未然防止、早期発見・早期対応を図る体制を充実するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に当たり、補助率の見直しなど必要な財政措置を図ること。

<現状・課題>

都においては、平成 25 年 9 月に施行されたいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）を踏まえ、平成 26 年 6 月に東京都いじめ防止対策推進条例（平成 26 年東京都条例第 103 号）を成立させるとともに、本条例に基づき、同年 7 月に「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する体制を整備した。

また、都教育委員会は、同基本方針と併せて、都内公立学校を対象として「いじめ総合対策」を策定し、いじめ問題の未然防止、早期発見及び早期対応のための具体的な取組を示すとともに、条例に基づき、附属機関として「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置した。本委員会において、学校におけるいじめの防止等のための対策の推進についての調査審議を踏まえ、令和 2 年 7 月に答申がなされた。

この答申では、いじめ問題を解決するために、学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築や、教員一人一人が児童・生徒のサインを確実に受け止め、全教員で情報を共有して解決を図る校内体制の整備をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の積極的な活用の必要性が示されたところである。

- (1) 「令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、いじめの認知件数が、66,314 件で、学校は把握した案件全てに対して、組織を挙げて対応しているところである。

都においては、平成 25 年度から、公立小中学校及び都立高等学校全校（令和 6 年度は、小学校 1,269 校、中学校 622 校、高等学校 246 課程）にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等について、児童・生徒や保護者からの様々な相談に応じ、いじめ問題等の未然防止や解消に効果を発揮している。平成 28 年度からは、高等学校定時制及び通信制課程の支援体制を充実させるため、通信制課程に新たにスクールカウンセラーを配置するほか、全日制課程と定時制課程の併置校は、課程別にそれぞれ配置、昼夜間定時制課程は、週 2 回配置している。

しかしながら、平成 20 年度からは国の補助率が従前の 2 分の 1 から 3 分の 1 へと減じられ、都道府県の負担が大きくなった。

また、公立高等学校へのスクールカウンセラーの配置については、配置校の総数の10パーセント以内と国が定めていることから、これを上回る配置に係る経費については国の補助対象にならず、結果として都道府県の財政負担が大きくなる。

全公立学校において、児童・生徒のいじめ問題等に対応する体制を構築することが不可欠であることから、国は、スクールカウンセラーを全公立学校に配置するために必要な財政支援を行うべきである。

- (2) スクールソーシャルワーカーについては、区市町村との調整に基づき、平成28年度、平成29年度及び平成30年度は22区、25市、3町に、令和元年度は22区、25市、2町に、令和2年度及び令和3年度は23区、25市、2町に、令和4年度及び令和5年度は23区、25市、4町に配置したところである。

スクールソーシャルワーカーは、教育分野に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境への働き掛けを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用して支援を行うものであり、児童虐待をはじめ、いじめや不登校など、児童・生徒の問題行動に対応するためには、スクールソーシャルワーカーの役割が大変重要である。

都においては、令和4年度から、スクールソーシャルワーカーが学校や家庭を訪問するなどの活動時間を増やすとともに、専門的な資格を有する者の任用を推進する区市町村への補助を拡充している。

事業開始当初は全額国費負担事業として実施してきたにもかかわらず、平成21年度から突然、国が補助率3分の1事業へ転換したことから、配置拡大に当たり、地方自治体の負担が大きくなっている。

そのため、スクールソーシャルワーカーの配置を一層推進することができるよう、国の補助率の引上げを行うべきである。

- (3) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用を更に進め、質の向上を図っていくためには、各校に配置された非常勤のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー間の連携や、学校・関係機関との緊密な連携の確保を図る必要がある。

現在、国においては、常勤のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを一定の地区内に配置し、困難な課題に関して活用できるようにする等、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究が進められているが、配置の在り方については地方自治体が活用しやすい体制を整えることが望ましい。

なお、常勤職員として配置を行う場合には、国が、学校教育法等において必置の職として規定するとともに、県費負担教職員として位置付け、いわゆる標準法において教職員定数を算定することが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) スクールカウンセラーの配置に当たり、国の補助率を従前の2分の1とするなど、必要な財政措置を図るとともに、規定の見直しを行うこと。

また、スクールカウンセラーの人材確保に当たり、学校等のニーズに的確

に応じることができる専門性の高い人材を養成できるよう、大学等に強く働き掛けること。

- (2) スクールソーシャルワーカーの配置拡大のために、地方自治体の負担を軽減するよう補助率を引き上げること。
- (3) 将来的に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化を推進するに当たっては、必要な法整備を行うこと。

1 1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の運用等

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 教育職員免許状再授与審査会の運用や審査・判断等に当たり、全国で統一的な運用が図られるよう、その運用方法や判断基準等を明確に示すこと。
- (2) いわゆる日本版DBSの法制化の早期の実現に当たっては、学校に関わる全ての人材を対象とすること。その運用に当たっては、地方の負担なく実施可能とする仕組みを併せて構築すること。

<現状・課題>

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）が、一部の規定を除き令和4年4月1日から施行された。

また、法第12条に基づき、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（以下「指針」という。）が令和4年3月に示されたところである。

法には、特定免許状失効者への教育職員免許状の再授与に当たっては、各都道府県教育委員会が設置する、教育職員免許状再授与審査会（以下「再授与審査会」という。）の意見を聞かなければならないと規定され、再授与審査会の組織及び運営に関する必要な事項は別途文部科学省令で定めるとされているが、国会における附帯決議にもあるとおり、全国で統一的な運用を図ることが求められている。指針には、再授与審査における主な考慮要素及び提出書類例が示されているが、再授与の審査及び判断に当たり、「児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性」の詳細な基準等が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 再授与審査会の運用や審査・判断等に当たり、全国で統一的な運用が図られるよう、その運用方法や判断基準等を明確に示すこと。
- (2) いわゆる日本版DBSの法制化の早期の実現に当たっては、学校に関わる全ての人材を対象とすること。その運用に当たっては、地方の負担なく実施可能とする仕組みを併せて構築すること。

1 2 教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の拡充等【最重点】

（提案要求先 文部科学省）
（都所管局 教育庁）

- （１）教育支援センターの機能強化に必要な人員配置、指導内容の充実及び環境整備のための財政的な支援を継続して行うこと。
- （２）学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置・運営に当たり、十分な指導を可能とする教員定数の充実及び必要な財政的支援を行うとともに、学校の施設内の教室に特例校を設置する形態（校内分教室型）を認めること。
- （３）全ての中学校での不登校対応の充実に向けて、対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう教員定数の一層の拡充を図ること。
- （４）その他、不登校対応を推進するために必要な支援を継続的に行っていくこと。

<現状・課題>

昨年度文部科学省が実施した、令和４年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下「問題行動等調査」という。）によると、小・中学校の不登校児童・生徒数は、全国公立学校では 299,048 人、都内公立小・中学校では 26,912 人であり、増加傾向にある。

不登校となった児童・生徒は、自信を失い、社会から孤立しがちになるとともに、生活の乱れを招いたり、学力の習得の機会を失い、将来の進路選択が困難になったりするなど、深刻な課題を抱える場合が多く、将来の社会的自立に向けた支援は喫緊の課題である。

現在、各自治体では、教育支援センターを設置し、不登校の児童・生徒の社会的自立に向け相談や学習指導等に対応している。これに加え、一部の自治体では、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間、学校を欠席している児童・生徒への教育の場として、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）を設置している。

国においては、「不登校児童生徒への支援の充実について（通知）」（令和５年 11 月 17 日）を各都道府県教育委員会教育長等に宛てて通知し、教育支援センターの充実及び不登校特例校の設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソ

ーシャルワーカーの配置充実等について示すなど、自治体の取組を支援している。

しかしながら、令和4年度問題行動等調査によると、全国に1,654施設ある教育支援センターで相談・指導等を受けた公立小・中学生の人数は25,054人で、不登校児童・生徒全体の約8.4パーセントに過ぎない。このうち都では、区市町により99施設が設置され、3,170人の小・中学生が教育支援センターで相談・指導等を受けたが、不登校児童・生徒全体の約11.8パーセントという状況である。また、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）については、令和5年4月現在、全国で24校しかなく、そのうち都内公立学校は5校という状況である。

このような状況に鑑み、各自治体では、地域の実情や特性等に応じ、様々な不登校対応を講じている。都においては、教育支援センターの充実を図るために補助事業を実施している。また、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）を早期に整備できるよう、将来的に学校への移行を見据えつつ、当分の間、分教室の形で不登校特例校を設置・運営する全国初のスキームを創設し、区市町村による設置促進を図っている。さらに、不登校生徒の多い中学校には対応の中心となる教員を加配し、校内の居場所づくり、学習支援や相談対応など、不登校生徒への個別支援の充実を図っている。

一方、不登校児童・生徒の支援を充実していくためには、自治体だけの取組では限界があり、国による支援が必要である。

国による支援の必要性については、平成29年2月に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月14日法律第105号。以下「法」という。）において、国及び自治体は、教育支援センターや不登校特例校の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めることが示されている（第10条・第11条）。

さらに、法第7条に基づく基本指針（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月31日））において、不登校児童・生徒等に対する教育機会の確保等の施策については、国や自治体等の相互の密接な連携の下で行うことが重要であるとされている。

こうしたことから、国及び自治体の協力の下、不登校に関する様々な背景や状況に応じて、具体的かつ実効性のある取組を推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 教育支援センターの機能強化を図るための継続した人員配置、財政的支援
不登校となり、長期間ひきこもりの状態にある児童・生徒が、教育支援センターに通えるよう支援を行うとともに、教育支援センターに通っている児童・生徒の個々の状態に合わせ、適切な相談対応や学習支援等を十分に行うことのできる体制を構築するため、設置者に対し、人員の配置、指導内容の充実及び施設環境整備等を行うための財政的支援を継続して行うこと。
- (2) 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置・運営に対する教員定数の充実、財政支援

不登校となった児童・生徒が再チャレンジを図り、自ら選択した進路に向け、自分のペースで学ぶことができるような、新たな学びの場を広げるため、設置者である区市町村に対し、個々の児童・生徒の状況に応じた少人数指導

を可能とする教員定数の充実や、設置・運営に対する財政支援を行うこと。

また、学びの多様化学校の設置促進のため、経費・土地・施設の負担を減らすことができるよう、学校の施設内の教室に特例校を設置する形態（校内分教室型）を認めること。

（３）全ての中学校での不登校対応の充実に向けた教員定数の拡充

不登校の生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい対応や学校が組織的な支援体制を構築するため、中学校に対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう、加配定数の拡充など教員定数の一層の充実を図ること。

（４）不登校対応推進のための継続的支援

上記のほか、不登校対応全般において、施策を推進していくために必要な支援を継続的に行うこと。

1 3 学校における働き方改革の実現【最重点】

(提案要求先 文部科学省・スポーツ庁・文化庁)
(都所管局 教育庁)

学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るため、業務負担の軽減等に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

<現状・課題>

都教育委員会は、教員の長時間勤務を改善し、教員一人一人の心身の健康保持と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図るため、平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、外部人材の活用やデジタル化等に取り組んできた。

こうした取組の結果、東京都公立学校の教員の時間外勤務の状況は改善傾向にあるが、依然として長時間勤務の教員が多い状況にある。

また、現在、全国的に教員の確保が課題となっており、都においても、令和5年に実施した教員採用選考の受験倍率は1.6倍、小学校全科については1.1倍となるなど、厳しい状況となっている。

また、教員の精神疾患による休職率や、新規採用教員の採用後1年以内の離職率も増加傾向にあり、教員の安定的確保の面でも、長時間勤務の解消は喫緊の課題と言える。

さらに、未来に向けて、教育DXやグローバル化といった新たな教育課題への対応や、いじめや不登校、その他の様々な困難を抱える児童・生徒に対するきめ細かな対応を行うことができるよう、授業準備や子供たちと向き合うための時間を十分に確保するため、働き方改革の推進が重要である。

こうした状況の中、都教育委員会は、令和5年度から令和8年度までの4年間に、集中的に取り組むべき具体的な対策を取りまとめた「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を令和6年3月に策定し、学校における働き方改革を更に加速させていくこととした。

学校における働き方改革を一層推進していくためには、国、教育委員会、学校が一体となり、具体的かつ実効性のある取組を講じていくことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 教員の事務作業等に係る負担を軽減するため、業務を補助するスクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）の国庫補助を拡充するとともに配置人員の拡大や通勤手当相当の経費の拡充など、財政的支援を充実すること。
- (2) 小学校において、教育の質の向上及び教員の負担を軽減するため、副担任相当の業務を担う外部人材の配置に係る国庫補助の拡充など、財政的支援を充実すること。
- (3) 小学校において、教育内容を充実させるとともに教員の負担を軽減するた

め、専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として任用する経費について、財政的支援を行うこと。

- (4) 校務の中核的役割を担う教員の負担軽減のため、主幹教諭に加え、学年主任、研究主任、司書教諭や校内のデジタル化推進等を担う教諭についても授業時数の軽減が可能となるよう、財政的支援を行うこと。
- (5) 教員の中でもとりわけ多忙な副校長の事務作業等に係る負担を軽減するため、副校長の業務を補助する外部人材の配置に係る国庫補助の拡充など、財政的支援を充実すること。
- (6) 専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (7) 部活動の円滑な地域連携・地域移行を進めるため、スポーツ団体や指導者などの質や量の確保に向けた方策、部活動指導員や外部指導者等に係る財政支援など、国による更なる総合的な支援を行うこと。

1 4 児童ポルノの自画撮り被害をはじめSNSの利用に起因する性被害等から青少年を守る施策の充実

(提案要求先 こども家庭庁・警察庁・総務省・法務省)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) 青少年が児童ポルノの自画撮り被害をはじめ、SNSの不適切な利用に起因する性被害等に遭わないようにするため、SNS事業者に自主的な対策の徹底を要請するとともに、必要に応じ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正をはじめ、SNS事業者やSNSユーザーを想定した規制の在り方を検討すること。
- (2) 国が実施している子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022に基づく関係府省庁による取組や、SNSに起因する性被害等の実態、児童の性的搾取等の撲滅に向けた官民連携の会議等を通じた各種取組及び調査研究など、都道府県による被害防止に向けた普及啓発等の対策に資する情報提供を行うこと。

<現状・課題>

スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年（18歳に満たない者）のインターネット上のトラブルが顕著となっており、都が設置している相談窓口においても、児童ポルノ等の性的な画像等に関するトラブル相談が寄せられている。

一旦被害に遭い、画像がインターネット上に流出すると、回収は困難で、青少年の健全育成上深刻な事態を招くことから、被害の未然防止を図ることが喫緊の課題である。

都では、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年東京都条例第181号）を改正し、青少年に「自画撮り画像」を不当に求める行為の禁止等を定めたところである。

また、近年急速に普及しているSNSにおいては、不適切な利用に起因した青少年の性被害等の増加が全国的な問題となっている。警察庁の統計によると、令

和5年に全国でSNSを通じて性被害等に遭った児童は、1,665人であり、前年からは減少したものの、おおむね横ばい状態であり、依然として高い水準で推移している。

都では、第32期青少年問題協議会の答申「SNSの不適切な利用に起因する青少年の性被害等が深刻化する中での健全育成について」（令和2年12月）を受け、SNSでの出会いに関する危険性についての普及啓発を強化した。

＜具体的要求内容＞

- (1) 青少年が児童ポルノの自画撮り被害をはじめSNSの不適切な利用に起因する性被害等に遭わないようにするためには、その判断能力が未成熟であることに鑑み、被害につながる青少年への働きかけ自体が行われなくする必要がある。

そこで、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の改正により、同法第7条第4項の児童に裸体等を撮影させ、送らせることにより児童ポルノを製造する罪に未遂処罰の規定を設けるなど、被害につながる青少年への働きかけ自体を抑止するための規制の在り方を検討するとともに、全国展開を行うSNS事業者への規制とSNSユーザーへの規制の全体像を俯瞰した上で、SNS事業者に対して被害防止対策の徹底を働きかけ、また、必要な場合には、SNS事業者又はSNSユーザーへの規制について、国において対策を講じること。

- (2) 子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議）に基づく関係府省庁による取組や、SNSに起因する性被害等に係る発生状況の統計情報や被害類型等の実態、官民が一体となった「こどもの性被害撲滅対策推進協議会」を通じた各種取組及び調査研究など、都道府県による被害防止に向けた普及啓発等に資する情報提供を行うこと。

参 考

【SNSに起因する事犯の被害児童数の推移（全国）】

事項	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
被害児童数 (人)	1,421	1,652	1,736	1,813	1,811	2,082	1,819	1,812	1,732	1,665

【児童ネットトラブル相談件数に占める性的トラブルの割合（東京都）】

事項	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
総数（件）	1,746	2,822	2,136	1,660	1,859
相談割合（％）	3.9	5.7	7.5	7.4	2.7

1 5 学校施設の空調設備整備に対する支援【最重点】

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁)

区市町村立学校の空調設備整備が推進されるよう、財源を早急に確保し、財政支援を行うこと。

また、リースを活用した空調設備整備に対して財政支援を行うこと。

さらに、都立高等学校等についても、新たに空調設備整備の補助制度の対象に加え、財政支援を行うこと。

<現状・課題>

(1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について

昨今の猛暑は災害に相当すると言われており、熱中症対策に対する保護者等の関心は高く、学校施設の空調設備整備についてはより一層の取組が求められている。

都は平成 22 年度から教室の冷房化（空調設備の新規導入）に取り組み、独自の補助制度を実施するなど、安心・安全な学校環境整備を推進している。

普通教室の冷房化は平成 25 年度末に完了し、平成 26 年度からは特別教室の冷房化に取り組んでいるところであるが、普通教室等の空調更新を図る自治体においては、引き続き建築計画に空調事業を計上している。

また、学校体育館は、被災時には避難所としての機能を有するため、避難所の熱中症対策のためにも、教室と同様に空調設備整備を推進する必要がある。

そのため、都においては、平成 30 年度から、学校体育館等への空調設置について補助制度を創設した。国はリース方式の空調設備整備について国庫補助対象としていないが、都は、令和元年度からリース方式の空調整備事業についても区市町村の取組を支援している。

国の空調設備整備事業において、学校体育館等は断熱性の確保を条件として採択されているが、そのほとんどが補正予算によるものである。

(2) 都立高等学校等の状況について

都立高等学校等については、現在、施設老朽化に伴う改築や改修に加え、トイレの洋式化やゼロエミッション化の推進等の対応など、多くの施設整備案件を抱えている現状がある。

こうした中、近年における猛暑に伴い、暑さ対策として、学校体育館等への空調設備の整備や、特別教室への空調設備整備の推進に努めていくことも、強く求められている。

空調設備の整備は、緊急に実施することが求められており、かつ多額の費

用を要することから、財源の確保が必要不可欠となっているものの、都立高等学校等については、学校施設環境改善交付金の対象外となっている。

< 具体的要求内容 >

- (1) 猛暑日等の日数は増加傾向にある。小・中学校は、児童・生徒が1日の多くの時間を過ごす場所であり、また、体育館は、災害時には避難所となる。そのため、空調設備の更新や特別教室及び体育館等への新設を早期に計画的に実施する必要があることから、区市町村立学校の空調設備整備について、区市町村が早期に設置・更新を完了できるよう、必要な財源を十分に確保し、当初予算により採択すること。

また、リースを活用した空調設備整備に対して財政支援を行うこと。

- (2) 都立高等学校等についても、空調設備の整備には多額の費用が必要なことから、新たに補助制度の対象に加えること。

1 6 外国につながるのある子供に対する教育の充実

1 日本語指導が必要な児童・生徒への指導体制の構築

(提案要求先 文部科学省)

(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

- (1) 日本語指導が必要な児童・生徒の増加や、日本語教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、日本語指導等の在り方を根本的に見直し、いわゆる義務標準法等関係法令の整備を含め、国として日本語指導体制の構築を図ること。
- (2) 体制構築が図られるまでの間、児童・生徒の増加に合わせた必要な教員を国として確実に措置すること。

<現状・課題>

文部科学省の調査によると、令和3年5月1日現在、全国の公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童・生徒は47,619人で、16年前（平成17年度調査 20,692人）に比べ26,927人増加している。

また、「1人」在籍校が全体の36.8パーセントを占める一方で、「30人以上」が在籍する学校は283校に上る。さらに、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数も増えている。

日本語指導が必要な児童・生徒に係る教職員定数については、平成29年度から令和8年度までの10年間で加配定数が段階的に基礎定数化されるなど、一定の改善が図られているが、外国にルーツのある児童・生徒に日本語指導を行う「日本語学級」を編成する場合、法令等に規定がないため、適切な定数措置が困難な状況にある。

多様な言語的・文化的背景をもつ外国人等の児童・生徒が増加する中、こうした児童・生徒は多くの学校に存在しているという基本的な認識を共有し、学校における多様性を認め、日本人と外国人が共に学びあう教育環境を構築することは、全国的かつ喫緊の課題である。

上記の認識に立ち、国として、適切な日本語指導等の在り方を根本的に見直すなど、現状に即した新しい日本語指導体制の構築が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 日本語指導が必要な児童・生徒の増加や、日本語教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、日本語指導等の在り方を根本的に見直し、いわゆる義務標準法等関係法令の整備を含め、国として日本語指導体制の構築を図ること。
- (2) 体制構築が図られるまでの間、児童・生徒の増加に合わせた必要な教員を国として確実に措置すること。

2 教員以外の人材の活用への支援

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

公立学校において、日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒を指導するに当たり、教員以外の外部人材を確保・活用することができるよう支援すること。

<現状・課題>

公立学校において、日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒の母語の多様化が更に進むことが懸念されているため、公立学校における日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒の指導において教員以外の外部人材を活用できるようにすることが必要となっている。

<具体的要求内容>

通訳者等の「専門家」による学校支援体制の整備により、公立学校において日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒を指導するに当たって教員以外の外部人材を確保・活用することができるよう支援すること。

3 日本語指導が必要な児童・生徒に向けた指導用教材の開発・作成

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒の母語の多様化に対応した指導用教材等を開発・作成するなど、教員の日本語指導の充実に向けた支援を行うこと。

<現状・課題>

公立学校において、日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒の母語の多様化が更に進むことが懸念されていることから、外国につながる児童・生徒の指導の充実に向け、多言語に対応した指導資料が求められている。

<具体的要求内容>

多言語に対応した指導用教材等を開発・作成し、日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒に対する教員の日本語指導の充実に向けた支援を行うこと。

4 外国人の子供の就学促進に対する支援

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

外国人の子供の就学促進に関する自治体の取組が実効性のあるものとなるよう財政的措置など複合的な支援を行うこと。

<現状・課題>

文部科学省が令和2年度に策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」において、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項が示された。

また、令和4年度に実施した「外国人の子供の就学状況等調査」では、約8千人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという結果が明らかになった。各自治体において、外国人の子供の就学機会の確保に向けた取組を推進しているところであるが、希望する子供たちを就学に着実に結び付けるためには、国の支援が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 各自治体が外国人の子供の就学機会の確保に向けた取組を更に推進していくため、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業について、補助率を引き上げる等、十分な財政的支援を行うとともに本事業がより活用できるよう補助条件の緩和を行うこと。
- (2) 国が関係機関と連携し、外国人の子供に関する正確な状況把握を行い自治体への情報提供を行うなど、財政的措置にとどまらない複合的な支援を行うこと。

5 日本語指導が必要な児童・生徒の実態の把握

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁・子供政策連携室)

日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒の指導・支援の充実を図るに当たり、より詳細な実態を把握すること。

<現状・課題>

公立学校において、日本語指導が必要な外国につながる児童・生徒は増加している。指導・支援の一層の充実を図るには、より詳細な実態を把握することが求められている。

<具体的要求内容>

現在、文部科学省において、隔年で実施している「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」について、毎年実施するようにする等、より詳細な実態把握を行うこと。

1 7 教育のデジタル化の推進に向けた支援【最重点】

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

- (1) 一人1台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和8年度以降の更新分についても確実に補助金を措置すること。
- (2) 一人1台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和7年度以降も継続するとともに、地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換えること。
- (3) 端末整備完了後における保守管理、クラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末等も、休業期間や日頃のICT利活用時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) GIGAスクール運営支援センターの補助制度について、令和7年度以降も、補助単価の増額や補助割合のかさ上げを含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (5) ICT支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (6) 校内通信ネットワークの円滑な運用のため、技術的な支援を行うとともに、端末の常時接続下におけるネットワーク環境改善に必要な経費についても継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (7) モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、継続した支援を行うとともに、通信費についても補助の対象とすること。

- (8) 校内通信ネットワーク等、「GIGAスクール構想」の補助制度について、学校の新設分や児童・生徒の増加分も補助対象とすること。
- (9) 令和7年度に向けて策定するとしている「学校におけるICT環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら検討すること。
- (10) 「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。
- (11) 一人1台端末更新の基金創設や共同調達の推進等によって、都や区市町村の事務負担が増大していることから、事務負担軽減の観点から、最大限の支援を行うこと。
- (12) 高校段階における生徒端末整備支援制度について、高校段階の学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (13) 高校段階における生徒端末整備に対する支援について、全ての生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (14) デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方と、そこに向かう行程などの検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。

<現状・課題>

Society5.0時代の到来とともに社会の在り方が劇的に変わりつつあり、また新型コロナウイルス感染症の拡大などにより一層先行き不透明で予測困難な時代と

なっている。こうした中、これからの時代を生きる子供たちは、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を伸ばしていく必要がある。

そのためには、基礎学力の確実な習得を行うとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じた学びを提供していくことが重要であり、児童・生徒一人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等、ICTを有効に活用していくことが求められる。

このような中、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、義務教育段階における児童・生徒一人1台端末等を整備する「GIGAスクール構想」を前倒し、都では令和3年度までに全ての区市町村立学校において一人1台端末の整備が完了した。

一人1台端末を積極的かつ有効に利活用していくため、都は、ICT支援員やGIGAスクール運営支援センターに係る都独自の補助制度を設け、区市町村立学校におけるICT支援体制の整備を推進した。こうした取組等により、令和4年度の国調査の結果においては、一人1台端末を「ほぼ毎日使う」と回答した小学校の割合が7割を超え、全国2位となるなど、一人1台端末の利活用は大きく進んだ。今後も、デジタル教科書の導入や一人1台端末から得られる学習データに基づく指導等、一人1台端末の利活用を更に拡大していくことが必要となり、今や、一人1台端末は、教育の質を向上させるためのマストアイテムとなっている。

一方、都内自治体では、早ければ令和6年度に一人1台端末の更新時期を迎える。学校のICT環境の変化を受け、GIGAスクール構想を一過性のものとすることなく、持続可能なものとして今後のICT環境整備につなげていくことが重要である。

国は、令和5年度補正予算において、予備機を含む一人1台端末の計画的な更新に向けて、都道府県に基金を設置することとし、5年間同等の条件で支援を継続するとした。具体的には、児童生徒全員分の端末に加えて、予備機も補助対象となったほか、1台当たりの補助基準額はこれまでの4万5,000円から5万5,000円に増額された。そして、都道府県を中心とする共同調達等、計画的・効率的な端末整備を推進するとした。

一方、基金を造成するための予算としては、令和7年度更新分までの予算とされており、後年度について方針が示されていない。

また、基金を活用して自治体が行う児童生徒一人1台端末の整備に必要な経費の内、3分の1に当たる地方負担分については、令和6年度単年度の地方財政措置が講じられるとのことである。

言うまでもなく、一人1台端末の更新の費用負担について、義務教育段階であることを踏まえ、国の責任での財政支援を前提としつつ、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和8年度以降の更新分についても確実に補助金を措置する必要がある。

また、一人1台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、

令和7年度以降も継続するとともに、区市町村での確実な予算措置につながるよう、地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換える必要がある。

また、今後、一人1台端末だけでなく、学校で使用する指導者用端末や予備端末等も更新時期を迎える。指導者用端末や予備端末等の更新費用についても、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。さらに、一人1台端末の利活用に向けて、端末整備完了後における保守管理や、クラウド利用も含めた学習支援サービス利用、キーボード以外の周辺機器の整備等に要する費用に対しても、財政支援の対象とする必要がある。

区市町村立学校のICT支援体制について、国は、一人1台端末環境の安定的な運用を支援するため、令和3年度第一次補正予算から「GIGAスクール運営支援センター整備事業」として、ヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応等に要する経費に対して補助を行っている。国は、令和5年度において、自治体が連携してGIGAスクール推進協議会を設置し、事業を実施する場合の経費に対して補助を行い、全区市町村と連携する場合には補助割合をかさ上げしている。都では、令和4年度に都内全区市町村を対象とする東京都GIGAスクール推進協議会を設置し、今後、事業を実施していくが、国は補助割合のかさ上げを令和5年度までとし、当該事業自体も令和6年度までとしている。

当該事業の支援対象であるヘルプデスクの運営やネットワークトラブル対応等は、ICTに係る技術の進展や更新等により、端末利活用が定着して以降も必ず発生する業務であり、学校での日常的な端末利活用を支える業務として必要不可欠である。

また、国が設定している当該事業の1校当たりの補助単価が低く、GIGAスクール運営支援センターの整備に必要な経費を十分に充当できていない。令和7年度以降も、補助単価の増額や補助割合のかさ上げを含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

また、端末を日常的かつ効果的に利活用していくためには、教員をサポートするICT支援員が欠かせない。国は令和3年度、学校教育法施行規則の一部を改正し、ICT支援員を「情報通信技術支援員」という新たな名称で、教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして位置付けた。ICT支援員は、日常的なメンテナンスや更新作業のほか、端末を効果的に利用した授業支援や教材作成等も担い、学校での端末利活用には欠かせないスタッフである。令和4年度で終了予定だった地方財政措置は令和6年度まで2年間延長されたが、今後は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

校内通信ネットワークの整備については、校内通信ネットワークの整備が完了した区市町村においても、デジタル教科書の導入を控え、一人1台端末の常時接続環境下での通信ネットワークの円滑な運用に当たって、様々な課題が生じることが想定される。

また、モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、ICTを活用した家庭学習の重要性が増す中で、LTE対応端末や可搬型通信機器の整備が求められており、継続した財政支援が必要である。さらに、通信料の負担が大きく、整備が進まないことが想定されるため、通信料に対する財政支援が必要となる。

校内ネットワーク整備等に対する補助において、令和３年度以降新設する学校分や令和３年度以降の児童・生徒増加分は補助対象となっていない。

また、令和７年度に向けて策定するとしている「学校におけるＩＣＴ環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方財政措置等、国のＩＣＴ環境整備の支援の在り方を規定するものとなるため、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、検討しなければならない。その際、都や一部の自治体は地方交付税不交付団体であることに加え、地方財政措置されている各事業の措置額が不明確であることから、各自治体での予算化が難しい現状がある。地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換える必要がある。

また、一人１台端末更新の基金創設により、補助金事務の主体が国から都道府県に切り替わったことや、今後、都道府県を中心とする共同調達を推進していくこと等に伴い、都道府県や区市町村の事務負担が非常に増大している。国は、事務負担軽減の観点から、都道府県による補助金や調達事務等の制度構築、区市町村も含めた実務遂行等に対して、最大限の支援を図らなければならない。

さらに、義務教育段階を一人１台環境で学んだ児童・生徒が進学後も切れ目なく同様の環境で学べるよう、国は高校段階における端末の整備について所要の補助を行う経費を令和２年度第三次補正予算として計上したが、補助対象は低所得世帯に限定され、補助上限額も義務教育段階と同額となっている。加えて、補助対象は学校設置者が整備する端末のみとされているが、一人一人の進路実現に資するためには、家庭への持ち帰りや必要なアプリのインストールなど、校内外で自在に活用していくことが必要であり、端末管理上一定の制約を設けざるを得ない設置者による整備手法では限界がある。さらに、昨今の物価高に伴う端末価格の上昇により、同一性能の端末を導入するに当たってもその費用負担は上昇している。

また、令和３年６月に「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議（第一次報告）」が公表され、令和４年の中央教育審議会初等中等教育分科会の特別部会において教科・学年を絞って令和６年度から段階的にデジタル教科書を導入すること、紙の教科書とデジタル教科書の在り方について児童生徒の特性や学習内容等に応じてハイブリッドに活用することが方向性として示された。主たる教材である教科書の今後の在り方については、児童・生徒の学びを効果的に支援するものとして、紙とデジタルのそれぞれの特性を生かし、デジタル教科書を使用することによる教育効果の検証を行うなど、更に検討を進める必要がある。

国では、デジタル教科書について、令和６年度から、小学校５年生から中学校３年生を対象に「英語」、次に「算数・数学」を段階的に導入することとなったが、「英語」は全校対象に提供されているものの、「算数・数学」は約５割の学校への提供にとどまっている。このため、「算数・数学」を希望しているにもかかわらず、同じ区市町村内の公立学校の中で提供状況に差が生じており、デジタル教科書の活用を促進するためには、希望する全校を対象に提供する必要がある。

<具体的要求内容>

（１）一人１台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とし

た上で、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和8年度以降の更新分についても確実に補助金を措置すること。

- (2) 一人1台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和7年度以降も継続するとともに、端末補助に係る地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換えること。
- (3) 端末整備完了後における保守管理、クラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末等も、休業期間や日頃のICT利活用時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) GIGAスクール運営支援センターの補助制度について、令和6年度以降も、補助単価の増額や補助割合のかさ上げの継続を含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (5) 各学校において、端末活用の日常化が定着するよう、ICT支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (6) 校内通信ネットワークの円滑な運用のため、技術的な支援を行うとともに、一人1台端末の常時接続下におけるネットワーク環境の改善に必要な経費についても継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (7) モバイルWi-Fiルーター等の補助制度について、継続した支援を行うとともに、通信費についても補助の対象とすること。
また、通信費について、LTE対応端末の通信費についても対象とすること。
- (8) 校内通信ネットワーク等、「GIGAスクール構想」の補助制度について、令和3年度以降新設する学校分や児童・生徒の増加分も補助対象とすること。
- (9) 令和7年度に向けて策定するとしている「学校におけるICT環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら検討すること。
- (10) 「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。
- (11) 一人1台端末更新の基金創設や共同調達の推進等によって、都や区市町村の事務負担が非常に増大していることから、事務負担軽減の観点から、最大限の支援を行うこと。
- (12) 義務教育段階を一人1台端末環境で学んだ児童・生徒が、高校段階においても、引き続き端末等を活用しながら学べるようにする必要がある。高校段階の高度・複雑な学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、昨今の物価高を考慮した上で継続的かつ十分な財政支援を行うとともに、設置者への補助だけでなく保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (13) 高校段階においても全ての生徒の学びを充実できるよう、低所得層のみを対象とするのではなく、全ての生徒を対象とすること。
- (14) 当面、紙の教科書とデジタル教科書が併存されるが、デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方と、そこに向かう行程などの検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。

また、少なくとも小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、

特別支援学校（小・中学部）に対するデジタル教科書の導入について、英語だけでなく、算数・数学も希望する全ての学校を対象に提供すること。

1 8 教科書事務における効率化

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

効率的に教科書事務を進める上で支障となっている文部科学省作成「教科書事務執行管理システム」を抜本的に改修すること。

<現状・課題>

教科書の需要数及び受領冊数については、文部科学省が運用している教科書事務執行管理システムにより、各学校、設置者及び都道府県が報告書を作成し、国へ提出することとなっており、令和3年12月の文部科学省の通知により、提出書類の電子媒体での送付・保存が可能となったところである。しかし、同システムについては、域内の学校等から「システムが煩雑である」、「動作が遅く操作に長時間を要する」、「ヘルプデスクへ質問した後、数週間返答が得られない」といった声が多数寄せられている。東京都としても再三の機能改修を求めているが、いまだ実行されていない。このため、とりわけ学校数の多い東京都においては、域内全学校が同システムのみを使用して期日までに報告を行うことは不可能であると判断し、東京都独自の様式を併用した上で、報告のための集計作業を行っている。これにより、東京都における事務が煩雑になっているほか、ペーパーレス化推進の支障となっている。

<具体的要求内容>

教科書事務執行管理システムを抜本的に改修し、「誰でも」、「分かりやすく」、「短時間で」事務処理が行えるようにすること。

また、現在のヘルプデスクに相当するサポート体制を整備する場合、少なくとも繁忙期には、質問を受けてから一両日中に回答できるような体制を整えること。

1 9 教育職員免許状の最新情報の入手可能な仕組みの構築

(提案要求先 文部科学省)
(都所管局 教育庁)

教育職員免許状の有効状態について、都道府県教育委員会及び学校教育法第1条に規定する学校が最新の情報を入手できる仕組みを構築すること。

<現状・課題>

令和元年6月4日のデジタル・ガバメント閣僚会議において、マイナンバーカードを基盤とした教育職員免許状（以下「免許状」という。）等との一体化等について明記されたところであるが、マイナンバーカードの所持は任意である。

免許状における本人確認は本籍地、氏名及び生年月日であるが、教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号。以下「免許法」という。）第15条では、免許状記載の氏名又は本籍地の変更は任意とされているため、必ずしも現氏名又は現本籍地と一致しているとは限らない。そのため、失効時の免許状に記載された氏名又は本籍地と、失効後に再度授与申請された際の氏名又は本籍地が異なると、同一人物と分からずに、免許状を授与してしまう例が想定される。

また、採用する国公立学校では、採用予定者の免許状が有効なものか否かを確認する際、児童生徒性暴力等を理由として免許状が失効した者に限っては特定免許状失効者管理システムにより失効の確認ができるものの、その他の者については文部科学省から年4回配布される官報情報検索ツールにより失効しているか確認するほかなく、最新の情報を得ることが困難であり、採用予定者の免許状が有効でない場合でも採用してしまう懸念がある。

さらに、免許法では、第5条第1項第4号若しくは同項第5号により免許状失効後3年間、又は同項第3号により刑の執行が終わるまでの間、免許状の授与ができない規定となっているが、当該免許状所持者が学校に勤務していた時点で当該事由が発生した場合は、免許法第14条に基づき所轄庁が免許管理者である都道府県教育委員会に通知する義務がある一方で、学校に勤務していない免許状所持者の場合は免許法に所轄庁が明示されておらず、免許管理者に通知がなされないため、免許状の取上げや失効処分ができない。

<具体的要求内容>

(1) 国主導において、免許状の有効状態について、都道府県教育委員会及び学校教育法第1条に規定する学校が、最新の情報を入手できる仕組みを構築すること。

ア マイナンバーカードを基盤とした免許状との一体化に当たり、教員免許所持者の全てがマイナンバーカードを持つよう、国において実効性の高い

取組等を行うこと。

イ 免許状の本籍地及び氏名を最新のものにすることを義務付けるよう、法整備を行うこと。

(2) 学校教育法第1条に規定する学校に勤務していない免許状所持者について、免許法に規定する所轄庁を明確にし、免許管理者に失効等が疑われる情報が確実に届くよう、法整備を行うこと。

20 著作権法改正に伴う図書館資料の公衆送信への支援

(提案要求先 文部科学省・文化庁)
(都所管局 教育庁)

図書館による図書館資料の公衆送信について、事業の実施に必要な財源の確保や環境整備を図ること。

<現状・課題>

著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号。以下「法」という。）が令和3年6月2日に公布、令和5年6月1日に施行された。同法の改正内容の一つに、図書館による図書館資料の公衆送信がある。

法第31条第1項第1号では、図書館等は、調査研究を行う当該図書館等の利用者の求めに応じ、公表された著作物の一部分を一人につき一部提供する場合に限り、図書館資料を複製して紙媒体での提供が可能となっている。今回の改正により、図書館資料の複製物をメール等で送信（公衆送信）することも可能となった。

これにより、利用者は簡易かつ迅速に利便性の高い形で資料の複製物を入手・閲覧することができるようになる一方、複製物のデータが不正に拡散する等、権利者の利益を不当に害する事態が生じることが懸念される。このため、改正前の法と同等の権利者保護を図る観点から、本サービスを実施する図書館には、データの目的外利用を防止するための適切な人的・物的管理体制等の整備や、権利者への補償金支払等の措置を講ずることが求められている。

これらの措置を講ずるためには、図書館の人的・物的な負担が大きく、国による支援がなければ、都を含めた自治体での公衆送信サービスの実施は極めて困難である。このため、図書館のみに対応を求めるのではなく、国による財源措置やシステム等の環境整備といった支援が不可欠である。

また、法第31条第5項では、特定図書館等の設置者が補償金を支払うこととなっているが、法附則第8条第2項では、利用者の負担に適切に反映させることが重要としている。

<具体的要求内容>

図書館による図書館資料の公衆送信について、図書館に過度な負担がかからないよう、国は、本事業の実施に必要な財源の確保や、システム等の環境整備を図ること。また、法附則第8条第2項の趣旨から国民の理解と協力を得られるよう広報活動等を通じた周知を図ること。